

岩手県告示第196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成31年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 陸前高田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 陸前高田都市計画下水道事業陸前高田市公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 平成25年9月30日岩手県告示748号の事業地のうち、陸前高田市気仙町字木場の一部を削る。
 - (2) 使用の部分 平成25年9月30日岩手県告示748号の事業地のうち、陸前高田市高田町字並杉、字曲松及び字古川、気仙町字中瀬、字奈々切、字土手影及び字中堰の全部を削り、同事業地のうち、陸前高田市高田町字中和野、字下和野、字川原、字裏田、字寒風、字栃ヶ沢、字中川原、字森の前、字馬場前、字館の沖、字砂畑、字本宿、字中宿及び字下宿、気仙町字木場、字町、字町裏、字愛宕下、字的場、字小渕、字川口及び字三本松の一部を削る。
- 4 事業施行期間 平成25年9月30日から平成33年3月31日まで